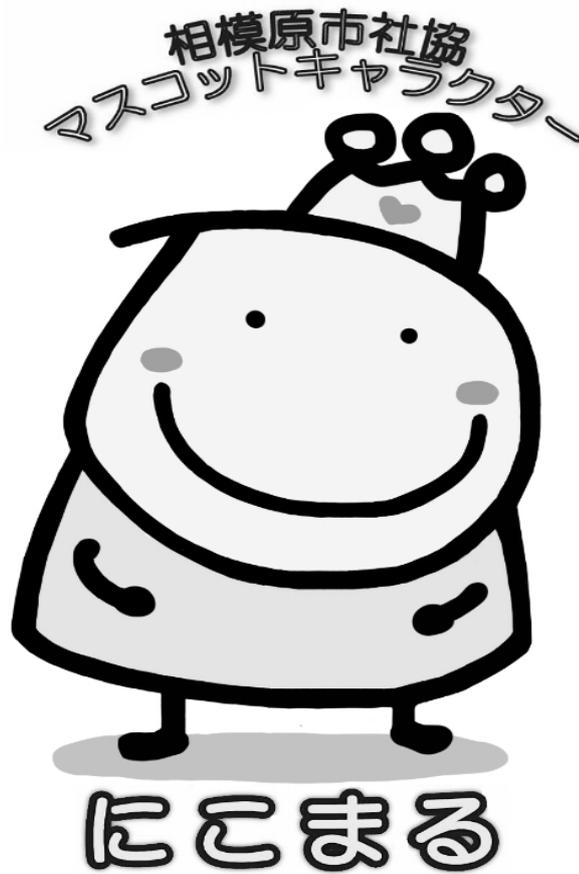


令和6年度

【市社協賛助会員Q&A】



社会福祉法人 相模原市 ^{しゃ}社会福祉 ^{きょう}協 議会

相模原市中央区富士見6丁目1番20号 (あじさい会館内)

<http://www.sagamiharashishakyo.or.jp/>

はじめに

このQ&A集は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会（「市社協」といいます。）賛助会員の募集にご協力いただく市民の皆様のために、作成したものです。

実際に住民の方から、「社会福祉協議会ってどんな組織なの？」「なぜ賛助会員に加入しなければならないの？」など、様々な疑問やご意見をいただくことがあります。

また、この募集にご協力いただいている、自治会員の皆様からも、こうした質問等に「上手く答えられない。」とのご意見が寄せられています。

この様なご要望にお応えするため、Q&A形式でよくある質疑応答をまとめましたので、是非ご活用ください。



1 「賛助会員制度」について

社会福祉協議会活動への賛同者募集制度として、地区の自治会や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会のご協力のもと、昭和45年にスタートしました。住民同士の思いやりの気持ちから始められた社会福祉協議会の支え合い事業等を広くご紹介し、ご賛同いただいた個人や企業・団体の方々に一定の会費を納めていただくことで、その活動をお支えいただくものです。

(1) 会員の種類と募集期間

会員の種類	会員の対象等	募集の期間
一般賛助会員	地区社協ごとに、世帯を単位に会員を募集するもの	4～12月
法人賛助会員	全市を対象に、市社協が中心に企業・団体に会員を募集するもの	通年

(2) 会費

会費の種類	会費額	
一般賛助会員	1口 200円	集まった会費の5割を地区社協に配分しています。
法人賛助会員	1口 10,000円	市社協事務局が直接、市内の企業・団体を対象に募集しています。

(3) 年間スケジュール

4月	賛助会員募集推進会議で、昨年度の実績報告と今年度の募集について説明
4月～	募集に関する地区説明会の開催、賛助会員募集の開始
7月～	会費を市社協へ送金、地区社協へ配分
3月	地区自治連の地域情報紙等で、地区ごとに募集結果及び使途の報告

(4) 募集実績

年度	合計
令和4年度	23,897,327円
令和5年度	22,586,517円

※令和5年度実績は、
2月1日現在のものです。



2 よくある質問 Q & A



Q1 なぜ賛助会員を募集するのですか？

A 少子高齢社会が進む中、地域の方々が「自分たちの地域を良くしたい」などの思いを巡らせてはじめられた住民主体の福祉活動を、共に育てていくことは、その地域の付加価値を高めることに繋がります。

市社協は、地域の福祉活動の推進役を地区社協と位置付け、住民主体の地域福祉活動のための財源と、こうした取り組みを全市的に支える事業やサービスを展開する市社協の運営のための財源として、皆様にご理解とご協力をお願いする目的で、毎年、賛助会員を募集しています。

Q2 会員の募集期間はいつからですか？

A 4月から12月までの間で、各地区独自に募集期間を設けて取り組んでいただいています。

Q3 会員にはどのような種類がありますか？

A 会員には、年額一口200円を納めていただく「一般賛助会員」と、市社協事務局が直接企業の方々にご協力をお願いしている「法人賛助会員」（一口10,000円）があります。

Q4 会費はどのように使われていますか？

A 令和5年度の例では、地域福祉を推進する地区社協への配分金や助成金、市社協が取り組む福祉ボランティア活動の推進、皆様に活動をご紹介する広報紙の発行などに活用させていただきました。詳細として募集用チラシの表面に市社協が実施した事業を、裏面には、皆様のお住まいの地区社協が実施した事業を掲載しています。

Q5 会員の特典はありますか？

A 地域を共に豊かにする福祉の取り組みにご賛同いただき、その財源をご支援していただく性質上、その全てを福祉の取り組みのために還元させていただいていますので、皆様個人への優待特典などは、ご用意していません。

なお、税法上の取り扱いにつきましては、法人からの会費は法人税法により、会費の損金算入が認められる場合があります。

Q6 どうして自治会が募集に協力するのですか？

A 市社協は、地域福祉の推進を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指しています。この理念につきましては、自治会や民生委員・児童委員など、組織的に地域を支える皆様も、共通の思いや理念を持たれ、様々な取り組みを進められています。また、同じ地区で組織的に福祉活動を推進する地区社協には、自治会長や民生委員・児童委員の皆様をはじめ、まちづくりのリーダー役として日頃から活動されている方々に多数参加いただいています。

賛助会員の募集については、同じ地域の福祉活動を進めるための財源として、こうしたリーダー役の皆様のご理解のもと、自治会の皆様の組織的なご支援とご協力をいただけるよう努めています。

Q7 募集の手順は？（戸別募集を実施している場合の一例）

A 一般的な手順の例としては、以下のとおりです。

- ①チラシ等で趣旨をご説明いただき、市社協の活動に賛同していただける方に、会費を納めていただき、会員となっていただきます。
- ②会費をお預かりしましたら、領収書の発行をお願いします。

*上記手順は一例です。地区により異なります。お住まいの地域の募集方法をご確認いただきますようお願いいたします。（お問い合わせは、P.8 [各地区問い合わせ先]へ）

Q8 募集にあたっての注意点は？

A 加入を誘う住民の皆様に対しては、チラシ等をご活用いただきながら、募集の趣旨（地域福祉活動の推進）に賛同いただけるよう、ご説明をお願いいたします。

会員募集にかかる個人情報（名簿、領収書の氏名、会費納付の有無等）の取り扱いについては、紛失など遺漏のないようご注意願います。

なお、加入はあくまでも任意ですので、強制感のないよう、よろしく願いいたします。

また、募集の際に回答が難しい質問がありましたら、「市社協事務局、または、地区社協事務局にお問合わせください。」とお話してください。

Q9 初めて募集を担当することになったが、募集方法がわかりません。

A 各地区の募集方法、ご不明な点は、お住いの地区社協事務局までお問い合わせください。また、各地区で開催する募集会議(地区連定例会等)で、趣旨や募集方法について説明をしています。その際、会費の使い道や事業の成果などをわかりやすくお伝えする資料をお渡ししていますので、ご確認ください。

なお、賛助会員全般に関するご質問等は、市社協事務局へお願いいたします。

3 「相模原市社会福祉協議会」について（参考）

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉を進めるために組織された民間の福祉団体です。多くの社会福祉関係者や地域の団体の方々に参加いただくことを特徴とし、地域全体の福祉について考える「公共性」と民間で取り組む「自主性」を基本に、福祉のまちづくりに取り組む組織です。

（1）活動財源

（主な収入）

- ① 受託金や補助金 ……市や神奈川県社協からの交付金になります。
- ② 賛助会員会費、赤い羽根の共同募金、寄付金等 ……自主財源です。

（主な支出）

- ① 人件費・事務所運営費 ……主に市の委託金や補助金が充てられています。
- ② 事業費支出 ……市受託金や補助金を財源とする事業の他、地区社協活動の支援等については、自主財源が充てられています。

※ **賛助会費**は、地区社協を中心とした地域の方々が取り組む福祉活動の財源及びそれらを支える市社協の運営費の一部として活用しています。

詳細は、「ホームページ」をご覧ください。
<http://www.sagamiharashishakyo.or.jp/>



(2) 主な活動内容

市社協では、令和5年度現在、約60の事業を地域の方と一緒に取り組んでいます。

福祉を知る・学ぶ

○福祉教育の視点を共有

学校、地域住民、関係団体、社会福祉施設等、地域の多様な資源や人をつなぎ、子どもたちが福祉や地域の課題をともに学び育ちあう機会を支援します。

○地域の取組を市民に発信

広報紙社協さがみはら「みんないいひと」の発行、ホームページ、SNSの活用や市民活動団体、社会福祉施設等と連携しながら、地域や福祉団体、企業の取組を発信しています。

地区社会福祉協議会への支援

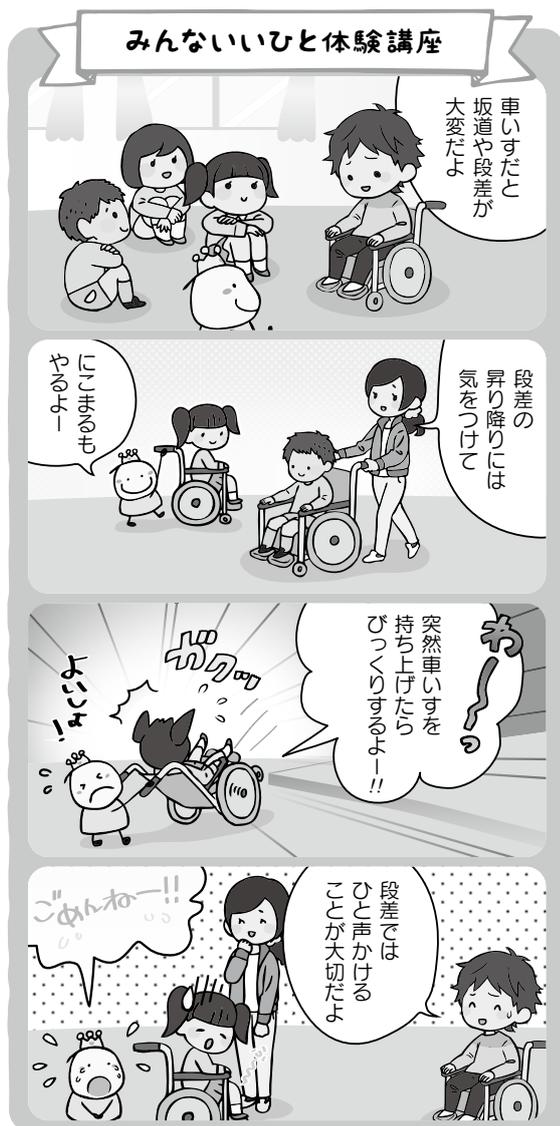
○地区社会福祉協議会への支援

市内22地区ごとに、住民の方々が地区社会福祉協議会（地区社協）を組織し、地域での交流の場や支えあいの仕組みづくり、課題解決の場づくりなどを進めています。

市社協は住民の福祉活動を促進するために地区社協を支援しています。

○「ふれあい・いきいきサロン」 「子育てサロン」の促進

一人暮らしや、家の中で過ごしがちな高齢者や障がい者、また、子育て中の親子を対象に民生委員・児童委員やボランティアなどの地域住民と共に、仲間作りの輪を広げる活動を推進していま



ボランティア活動の支援

○ボランティア登録制度「いるかバンク」の運営

個人や団体として、活動してみたい分野・対象・活動できる曜日・時間帯などをご登録いただくとその登録情報をもとに、高齢者、障がい児者支援を中心としたボランティア活動をご紹介します。

○ボランティアセミナーの開催

ボランティア活動の初心者から、地域で相談活動に携わる方を対象とするものまで、様々なセミナー、講演会等を開催しています。



暮らしを支える取り組み

○福祉サービスの利用援助

日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービス、権利擁護相談）や成年後見事業（身上監護を中心とした日常生活の支援）を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるように支援します。

○みまもりエンディングサポート事業

身寄りがなく単身で生活する高齢の方が入院や入所する際のお手伝い、お亡くなりになられた場合の葬儀などを通じて、地域で安心して生活し続けられるようサポートしています。





各地区社協問合わせ先 電話番号

募集方法、物品の不足等、ご不明な点は、お住いの地区社協事務局まで、
お問い合わせください

(各地区社協事務局窓口)

橋本	緑区合同庁舎 2階	042-775-8601	光が丘	公民館内	042-707-1332
大沢	まちづくりセンター内	042-713-1554	大野北	まちづくりセンター内	042-861-4512
城山	総合事務所 3階	042-783-1212	田名	まちづくりセンター内	042-713-3690
津久井	総合事務所 3階	042-784-3393	上溝	まちづくりセンター内	042-703-9390
相模湖	総合事務所 3階	042-649-0202	大野中	まちづくりセンター内	042-705-5105
藤野	総合事務所 3階	042-687-3361	大野南	南区合同庁舎4階 まちづくセンター内	042-749-2056
小山	公民館内	042-755-0350	麻溝	まちづくりセンター内	042-778-2381
清新	公民館内	042-755-0055	新磯	まちづくりセンター内	046-244-3733
横山	公民館内	042-756-7711	相模台	まちづくりセンター内	042-744-3148
中央	公民館内	042-758-0130	相武台	まちづくりセンター内	046-204-8010
星が丘	公民館内	042-755-9955	東林	まちづくりセンター内	042-705-3315



全般のお問合せ

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 総務課 電話 042-730-3888